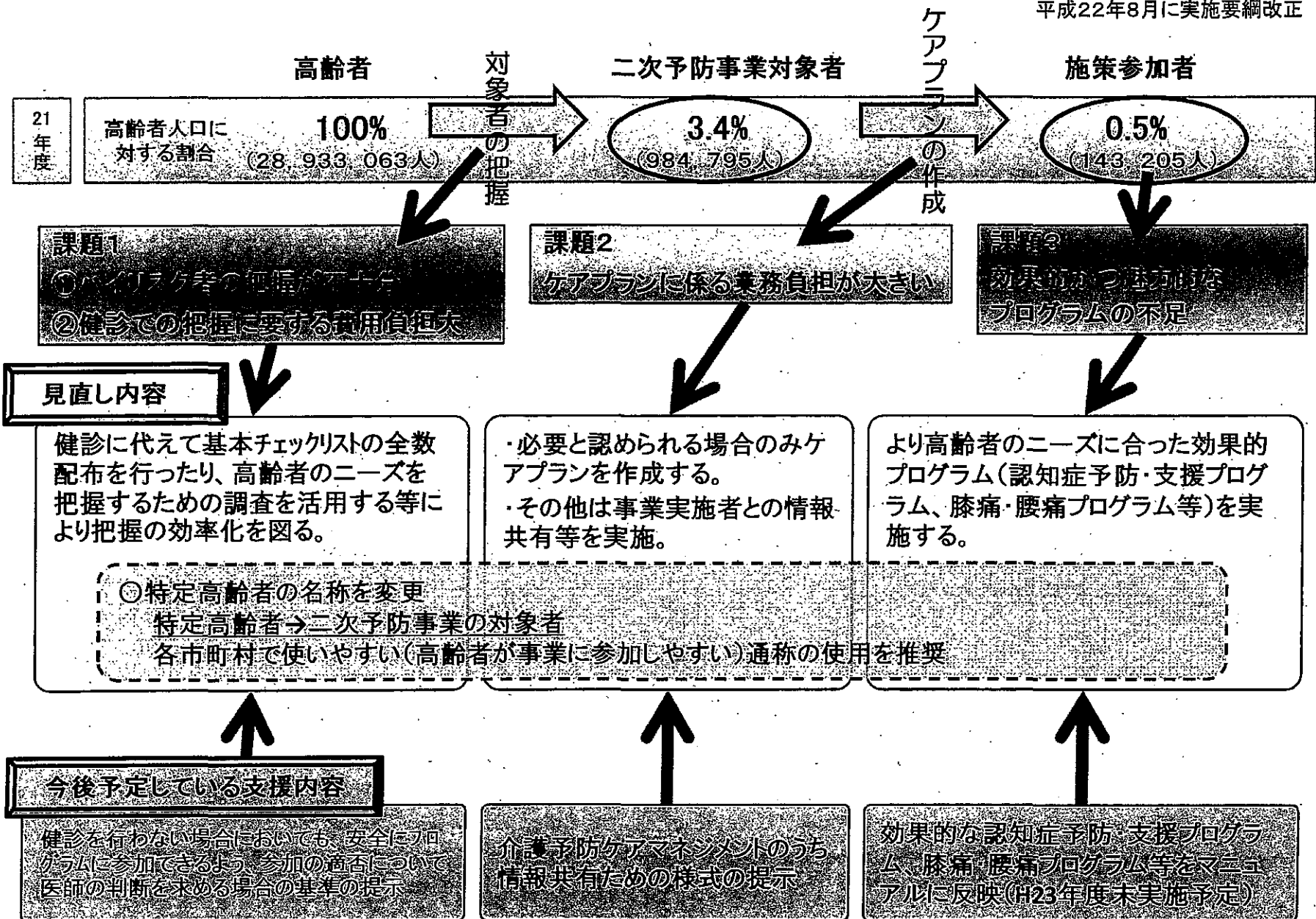
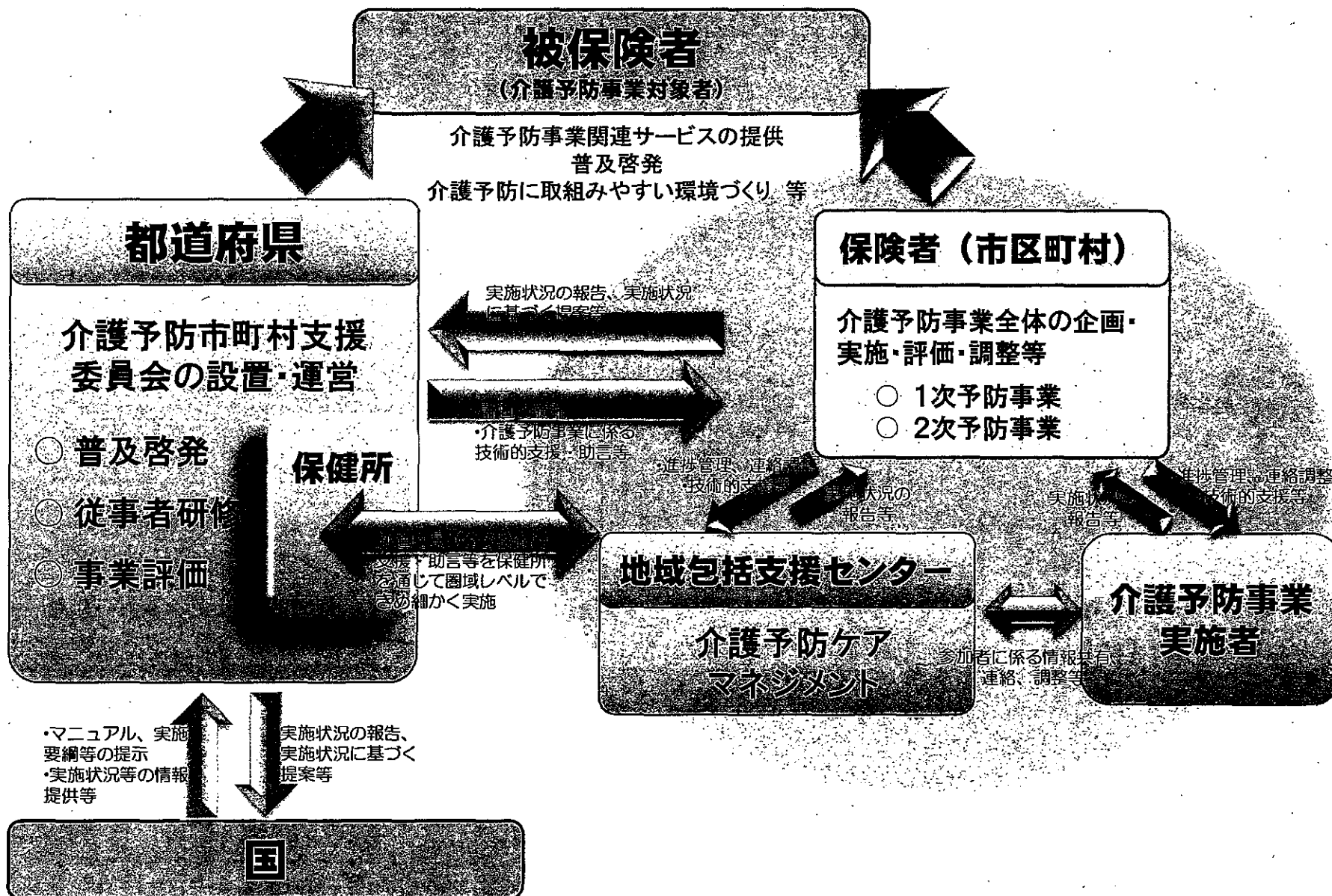


介護予防事業の見直しと今後の対応について

平成22年8月に実施要綱改正



介護予防事業の全体像



5 介護従事者処遇状況調査結果、介護事業経営概況調査結果及び区分支給限度基準額に関する調査結果について

(1) 介護従事者処遇状況調査結果について

平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請した事業所における介護職員の平均給与額は、平成21年と平成22年を比較すると15,160円増加していた。

また、介護職員処遇改善交付金の対象外である介護職員以外の職種についても、8,500円から約12,240円増加していた。

(2) 介護事業経営概況調査結果について

今回、集計を行った15サービスのうち13サービスについては、増減はあるものの収支差率はプラスであった。

また、前回（平成19年）の調査結果と比べて、14サービスで収支差率は増加しており、訪問介護のみ収支差率が減少していた。

(3) 区分支給限度基準額に関する調査結果について

区分支給限度基準額を超えてサービスを利用している者及び7～9割程度サービスを利用している者について調査したところ、週間ケアプランは2種類以下のサービス利用のケアプランが多く、提供されているサービスの種類は訪問介護や通所介護の利用が多く、訪問看護などの医療系サービスは利用が少なかった。

このうち、超えてサービスを利用している者のケアプランを市町村におけるケアプランの点検者が評価したところ、「見直す余地がある」との意見が9割とのことであった。

また、「家族等で介護が補えないため」や「利用者本人や家族からの強い要望があるため」という理由から区分支給限度基準額を超えたケアプランを作成している例が多くなっていった。

これらの結果から、今後、区分支給限度基準額の見直しにあたっては、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で、議論する必要があると考えられる。

平成22年介護従事者処遇状況等調査結果(概要)

○ 介護職員処遇改善交付金の影響

・ 平成22年に介護職員処遇改善交付金を申請した事業所における介護職員の平均給与額は、平成21年と平成22年を比較すると約15,000円増加していた。

また、介護職員処遇改善交付金の対象外である介護職員以外の職種についても、約8,500円から約12,200円増加していた。

	平成21年6月	平成22年6月	差 (平成22年－平成21年)
介護職員	241,520円	256,680円	15,160円
看護職員	342,040円	350,540円	8,500円
生活相談員・支援相談員	301,320円	313,560円	12,240円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	368,840円	379,180円	10,340円
介護支援専門員	326,880円	337,880円	11,000円

注1)平成21年と平成22年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

平成22年介護事業経営概況調査結果(概要)

	集計施設数	利用者1人あたり収入 (1日あたり)	利用者1人あたり支出 (1日あたり)	収入に対する 給与費の割合	収支差率
介護老人福祉施設	986	12,462円	11,123円	56.4%	10.7%
介護老人保健施設	487	13,750円	12,972円	54.3%	5.7%
※介護療養型医療施設(病院)	72	18,151円	16,081円	56.4%	11.4%
認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む)	433	12,007円	10,447円	52.9%	13.0%
訪問介護 (介護予防を含む)	444	4,119円 ※1	4,021円 ※1	70.5%	2.4%
訪問入浴介護 (介護予防を含む)	120	13,589円 ※1	12,729円 ※1	73.9%	6.3%
※訪問看護(ステーション) ※5 (介護予防を含む)	50	8,957円 ※1	8,418円 ※1	77.6%	6.0%
通所介護 (介護予防を含む)	637	9,805円 ※2	8,981円 ※2	55.2%	8.4%
※認知症対応型通所介護 ※6 (介護予防を含む)	69	12,696円 ※2	12,683円 ※2	69.6%	0.1%
※通所リハビリテーション (介護予防を含む)	74	9,549円 ※2	9,290円 ※2	58.8%	2.7%
※短期入所生活介護 (介護予防を含む)	80	11,676円	11,753円	59.7%	△0.7%
居宅介護支援 ※7	194	14,567円 ※3	15,337円 ※3	80.6%	△5.3%
※福祉用具貸与 (介護予防を含む)	38	16,052円	13,379円	33.9%	16.6%
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	152	169,097円	161,605円	59.8%	4.4%
※特定施設入居者生活介護 ※8 (介護予防を含む)	19	12,532円 ※4	12,232円 ※4	42.9%	2.4%

※1:訪問1回あたり ※2:利用者1人1回あたり ※3:実利用者1人あたり ※4:定員1人あたり(1ヶ月あたり)

※5:訪問看護(ステーション)については、医療機関と併設している事業所が相当数あること、健康保険の訪問看護も実施していることに留意。

※6:通所リハビリテーションについては、介護老人保健施設や医療機関が実施することに留意。

※7:居宅介護支援事業者については、他のサービス事業所と併設している事業所が相当数あることに留意。

※8:収入に占める「保険外の利用料」の割合が40%を超えている。

注:サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設数が少数であり、集計結果に個々のデータが大きく影響している可能性があるため参考数値。

区分支給限度基準額に関する調査結果の概要

① 超過者及び7～9割の者の週間ケアプランをみると、2種類以下のサービス利用のケアプランが多かった。また、利用しているサービスの種類では、訪問介護や通所介護など見守りを必要とするサービスの利用が多く、訪問看護などの医療系サービスの利用が少なかった。

介護サービスの利用状況についても、全国のサービス利用量の平均と比べ、訪問介護や通所介護はサービス利用が多くなっていた。

② 超過者の週間ケアプランについて、市町村におけるケアプランの点検者による評価によると、「見直す余地がある」との意見が9割とのこと。

なお、看護師である評価者と社会福祉士・介護福祉士である評価者では、週間ケアプランに対する意見が異なっていた。

③ 担当のケアマネジャーに対するアンケート結果では、訪問介護のサービス利用内容をみると、身体介護に比べ、生活援助の利用が多かった。

また、「家族等で介護が補えないため」や「利用者本人や家族からの強い要望があるため」区分支給限度基準額を超えたケアプランを作成している例が多かった。



○ 区分支給限度基準額については、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で、議論をするべきではないか。

老人保健課資料

会計検査院「平成21年度決算検査報告」における
不適切に支払われた介護給付費の概要

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、平成15年度から21年度までの間における介護給付費の支払いについて、35,724件、2億925万円が適切ではないと認められた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な援助を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 通所介護事業所において、前年度の1月あたりの平均利用延人員数が300人を超えているにもかかわらず、小規模型通所介護費による介護給付費を請求していたもの
5,018件 1,438万円
- ② 通所リハビリテーション事業所において、医師の員数が所定の員数を欠いているにもかかわらず、人員基準欠如減算の届出を行わず、減算せずに介護給付費を請求していたもの
1,530件 1,077万円
- ③ 介護老人保健施設において、医師の員数が所定の員数を欠いているにもかかわらず、人員基準欠如減算の届出を行わず、減算せずに介護給付費を請求していたもの
2,232件 3,910万円
- ④ 介護療養型医療施設において、医師の員数を欠いているにもかかわらず、病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）※の届出を行わず、減算せずに介護給付費を請求していたもの
26,944件 1億4,501万円
※ 平成19年3月をもって廃止

